

岐阜県公報

号外(7) 令和5年3月31日

目次

規則

知事が保有する個人情報の保護に関する規則
岐阜県個人情報保護審査会条例施行規則
(法務・情報公開課) 二二
(同) 三六

教育委員会規則

岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
(教育管理課) 三六

人事委員会規則

岐阜県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会) 三六

収用委員会規則
(同) 三七

選挙管理委員会告示

岐阜県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
(収用委員会) 三七

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則
(同) 三七

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
(選挙管理委員会) 三八

監査委員会告示
(監査委員) 三八

労働委員会告示

岐阜県監査委員が保有する個人情報の保護に関する規則
(労働委員会) 三八

労働委員会告示

岐阜県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
(労働委員会) 三八

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
(内水面漁場管理委員会) 三九

選挙管理委員会委員長訓令

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令
(選挙管理委員会) 三九

人事委員会訓令甲
(人事委員会) 四〇

監査委員訓令

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令
(監査委員) 四〇

監査委員訓令

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令
(監査委員) 四〇

規則

知事が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十三号

知事が保有する個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び岐阜県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事が保有する個人情報保護の保護について必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿の様式）
第二条 法第七十五条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（別記第一号様式）とする。

（保有個人情報開示請求書の様式）
第三条 法第七十七条第一項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記第二号様式）とする。

（保有個人情報開示決定通知書等の様式）
第四条 法第八十二条第一項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（別記第三号様式）とする。

2 法第八十二条第二項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記第四号様式）とする。

3 条例第三条第二項の書面は、保有個人情報開示決定期限延長通知書（別記第五号様式）とする。

4 条例第四条の書面は、保有個人情報開示決定期限特例延長通知書（別記第六号様式）とする。

（他の行政機関の長等への開示請求書移送書等の様式）

第五条 法第八十五条第一項の規定による事案の移送は、他の行政機関の長等への開示請求書移送書（別記第七号様式）により行うものとする。

2 法第八十五条第一項の書面は、保有個人情報開示請求書移送通知書（別記第八号様式）とする。

（意見照会書等の様式）

第六条 法第八十六条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、意見照会書（別記第九号様式）とする。

2 法第八十六条第二項の書面は、意見照会書（別記第十号様式）とする。

3 法第八十六条第一項及び第二項の意見書は、意見書（別記第十一号様式）とする。

4 法第八十六条第三項の書面は、保有個人情報の開示決定に係る通知書（別記第十二号様式）とする。

（写しの交付）

第七条 法第八十七条第一項の規定により写しを交付する場合の部数は、一件の開示請求につき一部とする。

（電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法）
第八条 法第八十七条第一項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 知事が保有する専用機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を知事が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力したものの若しくは再生したものの閲覧若しくは視聴又は用紙に出力したものの写しの交付

二 知事が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができない電磁的記録 当該電磁的記録を知事が保有する専用機器及びプログラムを用いて再生したものの閲覧、聴取又は視聴

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる電磁的記録について、磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的記録媒体に複写した物の提供が容易であるときは、当該複写した物を交付することができる。

（保有個人情報の開示の実施方法等申出書の様式）
第九条 令第二十六条第一項の書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第十三号様式）とする。

（保有個人情報の開示の実施方法等申出書の様式）
第十三号様式）とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第十条 令第二十八条第四項の規則で定める方法は、郵便切手により納付する方法その他知事が認める方法とする。

(保有個人情報訂正請求書の様式)

第十一条 法第九十一条第一項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記第十四号様式)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等の様式)

第十二条 法第九十三条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(別記第十五号様式)とする。

2 法第九十三条第二項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記第十六号様式)とする。

3 法第九十四条第二項の書面は、保有個人情報訂正決定期限延長通知書(別記第十七号様式)とする。

4 法第九十五条の書面は、保有個人情報訂正決定期限特例延長通知書(別記第十八号様式)とする。

(他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書等の様式)

第十三条 法第九十六条第一項の規定による事案の移送は、他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書(別記第十九号様式)により行うものとする。

2 法第九十六条第一項の書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第二十号様式)とする。

(保有個人情報訂正実施通知書の様式)

第十四条 法第九十七条の書面(情報提供等記録(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。))の訂正を実施した旨を通知する場合に係るものを除く。は、保有個人情報訂正実施通知書(別記第二十一号様式)とする。

(保有個人情報利用停止請求書の様式)

第十五条 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(別記第二十二号様式)とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等の様式)

第十六条 法第一百一条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記第二十三号様式)とする。

2 法第一百一条第二項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(別記第二十四号様式)とする。

3 法第一百一条第二項の書面は、保有個人情報利用停止決定期限延長通知書(別記第二十五号様式)とする。

4 法第一百三十三条の書面は、保有個人情報利用停止決定期限特例延長通知書(別記第二十六号様式)とする。

(審査請求に係る保有個人情報の開示通知書の様式)

第十七条 法第一百七十七条第一項において準用する法第八十六条第三項の書面は、審査請求に係る保有個人情報の開示通知書(別記第二十七号様式)とする。

(法の施行の状況の公表)

第十八条 条例第八条第二項の規定による公表は、県が開設するインターネットのホームページに掲載して行うものとする。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第八号)は、廃止する。

別記

第1号様式 (第2条関係)

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称		
2	行政機関等の名称		
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的		
5	記録項目		
6	記録範囲		
7	記録情報の収集方法		
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
9	記録情報の経常的提供先		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
		(所在地)	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
12	個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)
		(所在地)
15	行政機関等匿名加工情報の概要	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)
		(所在地)
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
18	備考	

第2号様式 (第3条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

岐阜県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は、任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については希望に沿えない場合があります。</p> <p>イ 写しの送付を希望する。</p>
--

- 3 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人</p>
<p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>
<p>ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____</p>
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
<p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>

※ 下の欄は記入する必要はありません。

※本人等確認	1 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 2 運転免許証 3 健康保険被保険者証 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他（ ）
※法定代理人資格確認	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ）
※任意代理人資格確認	1 委任状 2 その他（ ）
※担当課（所）等	[担当課（所）] [担当者] [電話番号]（ ） ー （内線）
※処 理 状 況	年 月 日決定（ 開示 ・ 部分開示 ・ 不開示 ）

第3号様式 (第4条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用

<本件連絡先>

岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係

(担当者名) (内線：)

電 話：

F A X：

e-mail：

第4号様式 (第4条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

第5号様式 (第4条関係)

保有個人情報開示決定期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岐阜県条例第41号）第3条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

第6号様式 (第4条関係)

保有個人情報開示決定期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岐阜県条例第41号）第4条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第4条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

第7号様式 (第5条関係)

他の行政機関の長等への開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名 : 住所又は居所 : 連絡先 : (法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有個人情報開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

第8号様式 (第5条関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

第9号様式 (第6条関係)

意 見 照 会 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

第10号様式 (第6条関係)

意見照会書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

第 1 1 号様式 (第 6 条関係)

意 見 書

年 月 日

岐阜県知事 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

第12号様式 (第6条関係)

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



(あなた、貴社等) から 年 月 日付で「意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この通知に係る決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) が、開示を実施する日までに審査請求が提起されなければ、 に関する情報を開示することとなります。

また、開示の実施後に、審査請求があった場合には、審査請求の利益がないとして却下することがあります。

この通知に係る決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。) 、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) 。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

また、開示を実施する日までに取消訴訟が提起され、かつ、裁判所に執行停止の申立てがなされなければ、 に関する情報を開示することとなります。

<本件連絡先>

岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係

(担当者名) (内線:)

電 話:

F A X:

e-mail:

第 1 3 号様式 (第 9 条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

岐阜県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

保有個人情報開示決定通知書の番号等	文書番号： 日 付： 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の内容	
求める開示の実施方法	1 事務所における開示の実施を希望する。 <u>＜実施の方法＞</u> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <u>＜実施の希望日＞</u> 年 月 日 時 2 写しの送付を希望する。 写しの作成に要する費用 円 同封する郵便切手等の額 円
担当課（所）	電話番号（ ） — [内線]
備考	

※求める開示の実施方法及び実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。希望に沿えない場合は、担当課（所）から、ご連絡を差し上げます。

第14号様式 (第11条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

岐阜県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

※ 下の欄は記入する必要はありません。

※本人等確認	1 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 2 運転免許証 3 健康保険被保険者証 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他（ ）
※法定代理人資格確認	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ）
※任意代理人資格確認	1 委任状 2 その他（ ）
開示を受けた保有個人情報であることの確認	
※担当課（所）等	[担当課（所）] [電話番号]（ ） — [担当者] （内線）
※処 理 状 況	年 月 日決定（ 訂正 ・ 部分訂正 ・ 不訂正 ）

第15号様式 (第12条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

<本件連絡先>

岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線:)

電 話:

F A X:

e-mail:

第16号様式 (第12条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

第17号様式 (第12条関係)

保有個人情報訂正決定期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

第18号様式 (第12条関係)

保有個人情報訂正決定期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第95条の規定（訂正 決定等の期限の特例） を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
 岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
 （担当者名）（内線： ）
 電 話：
 F A X：
 e-mail：

第19号様式 (第13条関係)

他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 保有個人情報訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

< 本件連絡先 >
 岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
 (担当者名) (内線:)
 電 話:
 F A X:
 e-mail:

第20号様式 (第13条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

第21号様式 (第14条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



(他の行政機関の長等) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

第22号様式 (第15条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

岐阜県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

※ 下の欄は記入する必要はありません。

※本人等確認	1 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 2 運転免許証 3 健康保険被保険者証 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他（ ）
※法定代理人資格確認	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ）
※任意代理人資格確認	1 委任状 2 その他（ ）
開示を受けた保有個人情報であることの確認	
※担当課（所）等	[担当課（所）] [電話番号]（ ） — [担当者] （内線）
※処 理 状 況	年 月 日決定（ 利用停止 ・ 部分利用停止 ・ 利用不停止 ）

第23号様式 (第16条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

第24号様式 (第16条関係)

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

<本件連絡先>

岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係

(担当者名) (内線:)

電 話:

F A X:

e-mail:

第25号様式 (第16条関係)

保有個人情報利用停止決定期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

第26号様式 (第16条関係)

保有個人情報利用停止決定期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
 岐阜県〇〇部〇〇課〇〇係
 (担当者名) (内線:)
 電 話:
 F A X:
 e-mail:

第27号様式（第17条関係）

審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



に関する情報が含まれる保有個人情報について、 年 月 日
付け 第 号で行った決定に係る審査請求に対する裁決により、次のとおり保
有個人情報を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成
15年法律第57号）第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により、
通知します。

審査請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示することとした に関する情報	
審査請求に対する裁決の 理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課（所）	電話番号（ ） — [内線]
備考	

岐阜県個人情報保護審査会条例施行規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県個人情報保護審査会条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県個人情報保護審査会条例（令和四年岐阜県条例第四十二号）
第十一条の規定により、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運
営に關し必要な事項を定めるものとする。

(会議及び議事)

第二条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の
決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第三条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第四条 審査会の庶務は、総務部法務・情報公開課において処理する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、会長が審査
会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 岐阜県個人情報保護審査会規則（平成十年岐阜県規則第八十号）は、廃止する。

教育委員会規則

岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に關する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に關する規則

個人情報の保護に關する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に關する
法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び岐阜県個人情報の保護に關する法律施
行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号）の規定に基づく岐阜県教育委員会が保有する
個人情報の保護については、知事が保有する個人情報の保護に關する規則（令和五年岐
阜県規則第二十一号）の規定の例による。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 岐阜県教育委員会が取り扱う個人情報に關する岐阜県個人情報保護条例施行規則
（平成十一年岐阜県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

人事委員会規則

岐阜県人事委員会が保有する個人情報の保護に關する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県人事委員会
委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第一号

岐阜県人事委員会が保有する個人情報の保護に關する規則

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号）の規定に基づく岐阜県人事委員会が保有する個人情報の保護については、知事が保有する個人情報の保護に関する規則（令和五年岐阜県規則第二十一号）の規定の例による。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県人事委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成十一年岐阜県人事委員会規則第一号）は、廃止する。

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第一号

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

事務局長に対する権限の委任に関する規則（昭和五十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

「(以下「委員会」といつ。)(一)を削り、第二十二号中「及び」を「並びに公開決定等及び公開請求に係る不作為に係る」に改め、第二十三号を次のように改める。

二十三 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。次号において「個人情報保護法」という。）第六十八条第一項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第二項の規定による本人に対する通知に関する事。

第二十四号中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に、「の請求に対する決定等並びに」を「並びに開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為に係る」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

収用委員会規則

岐阜県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県収用委員会

会長 森裕之

岐阜県収用委員会規則第一号

岐阜県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号）の規定に基づく岐阜県収用委員会が保有する個人情報の保護については、知事が保有する個人情報の保護に関する規則（令和五年岐阜県規則第二十一号）の規定の例による。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県収用委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成十一年岐阜県収用委員会規則第一号）は、廃止する。

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県収用委員会

会長 森裕之

岐阜県収用委員会規則第二号

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四十六号を削り、同項第四十七号中「個人情報保護条例」を「個人情報

報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に、「個人情報の」を「保有個人情報」に改め、「の請求に対する決定等」を削り、同号を同項第四十六号とし、同項第四十八号を同項第四十七号とする。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

岐阜県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号）の規定に基づき岐阜県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護については、知事が保有する個人情報の保護に関する規則（令和五年岐阜県規則第二十一号）の規定の例による。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

監査委員会告示

岐阜県監査委員会告示第一号

岐阜県監査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岐阜県監査委員 林 幸 廣
 岐阜県監査委員 国 枝 慎 太 郎
 岐阜県監査委員 鈴 土 靖
 岐阜県監査委員 長 縄 直 子
 岐阜県監査委員 南 圭 一

岐阜県監査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号）の規定に基づき岐阜県監査委員会が保有する個人情報の保護については、知事が保有する個人情報の保護に関する規則（令和五年岐阜県規則第二十一号）の規定の例による。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 岐阜県監査委員会が取り扱う個人情報に係る岐阜県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十一年岐阜県監査委員会告示第四号）は、廃止する。

労働委員会告示

岐阜県労働委員会告示第一号

岐阜県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岐阜県労働委員会

会 長 秋 保 賢 一

岐阜県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する

る法律施行令(平成十五年政令第五百七号)及び岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年岐阜県条例第四十一号)の規定に基づく岐阜県労働委員会が保有する個人情報の保護については、知事が保有する個人情報の保護に関する規則(令和五年岐阜県規則第二十一号)の規定の例による。

附則

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県労働委員会が取り扱う個人情報に係る岐阜県個人情報保護条例の施行に関する規程(平成十一年岐阜県地方労働委員会告示第一号)は、廃止する。

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

岐阜県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会
会長 酒 匂 貞 夫

岐阜県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、個人情報保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)及び岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年岐阜県条例第四十一号)の規定に基づく岐阜県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護については、知事が保有する個人情報の保護に関する規則(令和五年岐阜県規則第二十一号)の規定の例による。

附則

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報に係る岐阜県個人情報保護条例の施行に関する規程(平成十一年岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号)は、廃止す

る。

選挙管理委員会委員長訓令

岐阜県選挙管理委員会委員長訓令第一号

事務局
各地方事務局

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県選挙管理委員会事務局等処務規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会委員長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号。以下「個人情報保護条例」という。)第十七条に規定する個人情報」を「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。)第八十二条の規定による保有個人情報」に、「次号及び第十号」を「以下この条」に、「決定等」を「決定及び通知、岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年岐阜県条例第四十一号。以下「法施行条例」という。)第三条第二項の規定による開示決定等の期間の延長及び通知並びに法施行条例第四条の規定による通知」に改め、同条第九号中「個人情報保護条例第二十二条に規定する個人情報」を「個人情報保護法第九十三条の規定による保有個人情報」に、「決定等」を「決定及び通知、個人情報保護法第九十四条第二項の規定による訂正決定等の期間の延長及び通知並びに個人情報保護法第九十五条の規定による通知」に改め、同条第十号中「個人情報保護条例第二十三条の六に規定する個人情報」を「個人情報保護法第一百一条の規定による保有個人情報」に、「決定等」を「決定及び通知、個人情報保護法第一百一条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長及び通知並びに個人情報保護法第一百三十三条の規定による通知」に改める。

第六条第三号中「個人情報保護条例第十七条に規定する個人情報」を「個人情報保護法第八十二条の規定による保有個人情報」に、「次号及び第五号」を「以下この条」に、「決定等」を「決定及び通知、法施行条例第三条第二項の規定による開示決定等の期間の延長及び通知並びに法施行条例第四条の規定による通知」に改め、同条第四号中「個人情報保護条例第二十二條に規定する個人情報」を「個人情報保護法第九十三条の規定による保有個人情報」に、「決定等」を「決定及び通知、個人情報保護法第百一条の規定による保有個人情報」に、「決定等」を「決定及び通知、個人情報保護法第百二条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長及び通知並びに個人情報保護法第百三条の規定による通知」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会訓令甲

岐阜県人事委員会訓令甲第一号

事務局一般

岐阜県人事委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会事務局規程の一部を改正する訓令

岐阜県人事委員会事務局規程（昭和三十年岐阜県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「の請求に対する決定等」を「に関する事」に改める。

附則
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

監査委員訓令

岐阜県監査委員訓令第一号

監査委員事務局

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岐阜県監査委員 林 幸廣
岐阜県監査委員 国 慎太郎
岐阜県監査委員 鈴 土 靖
岐阜県監査委員 長 縄 直子
岐阜県監査委員 南 圭一

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

岐阜県監査委員事務局規程（昭和三十九年岐阜県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号を削り、同項第六号中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改め、「の請求に対する決定等」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社